

(令和7年8月現在)

三木市「中学校部活動の地域クラブへの展開」に関するQ&A

今後の事業の進捗状況や国及び県の動向に応じ、変更する場合があります。

I 部活動の地域展開について

Q. 質問	A. 答え
Q:なぜ部活動を地域展開する必要があるのですか	A:中学校の部活動は、文化・スポーツ活動に興味・関心のある生徒が自主的に参加し、異年齢の交流を通して豊かな人間関係を築き、自己肯定感や責任感、連帯感を養い、体力や技能を向上させるなど、生徒の多様な学びの場として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、少子化の影響で部活動の休部や廃部が増え、学校単独では試合に出られないケースも出てきており、学校単位での活動維持が難しくなっています。そこで、三木市では、令和9年12月に学校での部活動を終了し、中学生が地域のかたがたと活動する「地域クラブ」という新しい仕組みを取り入れ、将来にわたって中学生が、スポーツや文化芸術活動に触れる機会を確保していきます。
Q:なぜ、令和10年1月から地域クラブになるのですか	A:地域クラブについては、令和7年度から段階的に準備を進めていきます。学校部活動については、現在の中学1年生が引退する令和9年12月までに全ての部活動が終了します。そして、令和10年1月から地域クラブ活動が全面的にスタートします。 【三木市の中学生の推移見込】 R6:1,709人 R7:1,737人 R8:1,767人 R9:1,718人 R10:1,672人

	R11:1,621人 R12:1,534人（出典：学校基本調査）
Q:部活動はどのように変わりますか	A:今後、部活動は段階的に縮小し、地域クラブという新しい仕組みになります。「学校教育の一環」ではなく「社会教育」として、中学生が主体的に活動を選択し、参加することとなります。
Q:教員は関与しなくなるのですか	A:これまでのような「部活動の顧問」としての関わりはなくなりますが、指導を希望する教員は、兼職兼業の許可を得て地域クラブに参加できる体制を整えます。中学生のニーズは変化しており、活動時間帯もこれまでと異なるため、指導を希望する教員は無理のない範囲（勤務時間外）で参画することとなります。
Q:教員が楽をするために部活動をなくすのではないのですか	A:部活動の地域クラブへの展開は、少子化で学校単位の部活動が維持できなくなっている現状を踏まえて進めているものです。
Q:今ある中学校の部活動を地域クラブが担うこととなりますか	A:現在の部活動がそのまま地域クラブになるわけではありません。多世代で楽しむ、スポーツや文化・芸術活動も含まれます。中学生が主体的に選んで活動できる環境を整えていきます。
Q:地域にとって「地域展開」のメリットは何ですか	A:地域クラブ活動は、地域全体で支える「地域展開」と捉えています。中学生が地域のかたと、地域の特性に応じたスポーツ・文化活動を一緒に楽しむことで、生涯スポーツ・文化活動の場として、多世代での交流や地域の活性化につながる事が期待できます。

2 地域クラブの認定・運営について

Q. 質問	A. 答え
Q:中学校部活動と同様の活動（一週間に平日4回、休日1回）をしなければなり	A:地域クラブの活動は、一週間に平日4回、休日1回を上限としています。各地域クラブはこの範囲内で活動時間を決めてください。休日のみの活動でもかまいませんし、クラブ員に諮った上、途

ませんか	中で変更することも可能です。
Q:地域クラブに参加する中学生が何人以上などの条件はありますか	A:クラブ員が何人在籍しなければならないといった条件は設けていません。
Q:児童や生徒への募集案内はいつからできますか	A:地域クラブに認定されると、市のホームページでお知らせします。また、児童生徒には、学校で配布している端末(iPad)を通じて、保護者には連絡システム「すぐーる」を通じ、情報発信します。また、各クラブはその後に募集を行ってください。
Q:既存の団体が地域クラブになることは可能ですか	A:新たな団体を設立する必要はありません。既存の団体が中学生を受け入れることで、そのまま地域クラブになることができます。その場合、規約については新たな項目や変更すべき項目がなければ、そのまま使うことができます。

3 地域展開に係る経費(費用負担)及び支援等について

Q. 質問	A. 答え
Q:地域クラブの立上げに対して金銭面の支援はありますか	A:地域クラブの運営には一定の経費がかかることから、小・中学校や公民館施設の使用料については、無料とします。また、地域クラブの立上げ支援として、令和7年度から令和9年度までの3年間は1クラブ当たり最大21万円の活動費を実証事業の委託金として支給する予定です。この委託金は、希望される団体のみ年度ごとに契約を締結します。
Q:委託金とはどういう意味ですか	A:地域クラブは、中学生が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に触れる機会を確保するための新たな取組であり、さまざまな課題が考えられます。実証事業としての委託金は、それらの課題を把握し解決していくことを目的に、各地域クラブに協力いただくものです。各地域クラブは市と委託契約を締結し、課題や対処方法などについて

	て報告いただくこととなります。
Q:委託金の上限21万円の積算根拠を教えてください	A:県から市への委託金の積算根拠が1クラブ当たり21万円となっています。
Q:委託金の対象とならない経費はありますか	A:5万円以上の高額な備品の購入費や食糧費などは委託金の対象外となります。この場合、例えば、7万円の備品を2万円は自己資金を出して買ったとしても、委託金の対象外となります。
Q:地域クラブとして認定されたが、中学生の加入がなかった場合、委託金はどうなりますか	A:クラブ員の募集にかかる経費(チラシの作成や体験会の実施など)や受入れ準備にかかる経費(活動用の消耗品の補充など)などは対象となります。
Q:令和10年度以降の支援はなぜないのですか	A:この委託金は地域クラブを立ち上げるに当たって課題等を洗い出すための実証事業と位置付けているため、3年間限定で実施します。令和10年度以降の支援については、国や県の動向を見極めながら検討していきます。
Q:一つの運営団体が複数の種目活動を実施する場合、種目活動ごとに委託金が支給されますか	A:指導者の配置状況などを詳しくお聞かせいただき、別々の運営とみなせる場合は、それぞれに委託金を支給します。
Q:指導者に報酬を支払わなければならないのですか	A:報酬の支払いについては、各地域クラブが決めることですが、将来にわたって活動を維持していくためには、指導者に一定の報酬を支払う必要があると考えています。
Q:会費の上限額はありますか	A:各地域クラブの個別の事情もあるため、上限額は設定しませんが、できるだけ低廉な金額の設定をお願いします。なお、営利目的のクラブ運営の場合は、地域クラブとして申請することはできません。
Q:地域クラブとして活	A:実証事業の委託金により、5万円までの備品は

動するための備品購入についての支援はありますか	購入することができます。
Q:部活動の時よりも家庭の費用負担が増えると思いますが、経済的に困窮している世帯に対する支援はないのですか	A:経済的に費用負担が困難な世帯に対する支援については、国や県の動向を見極めながら検討していきます。

4 大会について

Q. 質問	A. 答え
Q:大会に参加できるのですか	A:地域クラブは、兵庫県中学校体育連盟に申請し認可されることで、市の大会から全国中学校体育大会まで出場できます。ただし、大会の出場資格は各大会主催者の規定があるため、参加を検討している場合は大会の参加・運営に関する条件等を確認してください。
Q:大会参加や練習試合への送迎は保護者がすることとなるのですか	A:大会や練習試合への参加に関する移動手段については、各地域クラブで決めてください。なお、練習活動についても、活動場所への移動は、自転車（ヘルメット着用）、公共交通機関、保護者の送迎で対応してください。
Q:大会に出場しないという方針のクラブ活動でもよいのですか	A:大会の出場などの条件はありません。ただし、その方針を事前にお知らせした上で、クラブ員の募集を行ってください。

5 生徒について

Q. 質問	A. 答え
Q:今、所属している部活動の種目を地域クラブでも選択するのですか	A:地域クラブ活動は部活動とは異なる活動です。自分がやってみたい種目を自由に選択できます。例えば、現在、野球部に所属していても、卓球をやってみなければ卓球を選択できます。活動や練

	習場所についても同様で、自分の学校とは違う場所を選ぶことができます。
Q: 参加しなくてもよいのですか	A: 地域クラブ活動は、中学生の自由意思に基づく活動です。参加するかどうかは自分自身で判断してください。
Q: 部活動をしているが地域クラブに参加できますか	A: 参加できます。ただし、大会に出場する場合は注意が必要です。
Q: 小学生ですが、今活動しているクラブは、中学生になっても活動できますか	A: 現在活動しているクラブが中学生を受け入れ可能かどうかは当該クラブに確認してください。
Q: 地域展開になると、異なる中学校の生徒でも、同じ地域クラブで活動できるということですか	A: お見込みのとおりです。 地域クラブ活動は、異なる中学校の生徒と一緒に活動できるようになります。
Q: 市外の地域クラブに所属することはできるのですか	A: 市外の地域クラブに参加することは可能ですが、各市町によって地域クラブの取組内容が異なりますので、当該クラブにお問合せください。
Q: 硬式野球のクラブチームで活動していますが、地域クラブへ参加しなければならないのでしょうか	A: クラブチームでの活動も、部活動の地域展開の一つの形態と考えています。地域クラブに参加するかどうかは個人の自由です。
Q: 1回申し込んだらその活動を続けなければならないのですか	A: 活動してみて合わなければ、別の活動を選ぶことが可能です。地域クラブの代表者に相談し、必要な手続を行ってください。
Q: 生徒が地域クラブに参加するメリットは何ですか	A: 地域クラブでは、校区を越えて中学生が自分の「やりたいこと」を選べる機会が広がります。これまで部活動にはなかった多様な活動にも参加でき、専門的な指導を受けられるクラブや楽しむことを主眼としたクラブなど、中学生のニーズに応

	じて選択することができます。
Q:地域クラブ活動に参加しないことで、高校進学に不利になることはないのですか	A:地域クラブ活動に参加しないことで、高校進学に不利益になることはありません。
Q:中学生の通知表には「部活動」の成績等が記載されますが、地域クラブ活動への完全展開後は、学校教育の一環ではなくなるため、通知表からも記載がなくなると理解してよいのですか	A:通知表は学校での活動を保護者にお知らせするもので、学校外での活動については記載しません。
Q:移行時期の生徒が困らないように配慮してもらえるのですか	A:令和9年度の途中に部活動から地域クラブの活動に変わること、競技団体への登録や保険の手続きが必要となるため、可能な限り柔軟に対応できるよう関係団体と協議します。また、施設や設備などで部活動と競合しない活動については、先行して実施し、できる限り選択肢を増やしていきます。

6 指導者について

Q. 質問	A. 答え
Q:地域クラブの指導員はどのようなかたですか	A:教職員や市内の各競技活動の協会・連盟に所属するかたなど、地域クラブの指導に協力していただけるかたであり、教育委員会が指定する研修を受講していただくこととしています。
Q:地域クラブの指導をしたいのですが、どうすればよいですか	A:ご自身で地域クラブを立ち上げるか、または、教育委員会が設置する人材バンクに登録いただき、地域クラブとのマッチングにより指導者として

	活動していただく方法があります。
Q:指導者に必要な資格の有無について教えてください	A:教育委員会では指導者の資格の有無について規定を設けていません。各地域クラブが定めることとしています。
Q:部活動の地域展開に伴い指導者不足は否めません。外部指導者の派遣について、どのように考えていますか	A:指導者不足対策として、市では人材バンクを設置します。また、県においても紹介制度の設置を検討していると聞いています。
Q:指導者研修の所要時間・受講義務の範囲・内容はどうなっていますか	A:研修の詳細については、検討中です。決まりしだいお知らせします。
Q:日本版DBS(性犯罪歴確認制度)の導入は検討されていますか	A:日本版DBSは、令和8年度から国において運用が開始される予定です。開始された場合、地域クラブについてどのように活用するかは、今後検討します。

7 事故等の対応について

Q. 質問	A. 答え
Q:地域クラブの活動中の事故は誰が対応するのですか	A:地域クラブの活動主体は各活動団体となるため、事故等が発生した場合(施設・設備の不備等による場合を除く。)、基本的には各活動団体が責任を負うこととなります。そのため、万が一の事故に備え、参加する中学生だけでなくスタッフも原則として保険に加入していただきます。
Q:保険についてはどのように考えていますか	A:スポーツ安全保険などの民間の保険制度を活用することとなります。中学生や指導者がけがなどをした場合に、十分な補償を受けられることが重要です。また、他人にけがを負わせてしまった場合の個人賠償責任保険も含まれていることが望ましいです。

Q:指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか	A:指導者についても、指導中の事故などが想定されるため、適切な保険に加入する必要があります。教員が兼職兼業で活動する場合でも、学校管理下の活動ではないため、別途保険に加入する必要があります。指導内容や審判などの活動まで保障する内容であることが望ましく、参加生徒と同様に運営団体を通して加入することが適切であると考えています。
Q:事故が起こった際の対応について市がガイドラインを定めていますか	A:現時点ではガイドライン等は定めていませんが、今後、必要性も含めて検討します。
Q:トラブル時、保護者との間に行政が介入・仲介する体制はありますか	A:トラブルの相談はお受けします。

8 送迎・スクールバスについて

Q. 質問	A. 答え
Q:部活動が地域の活動となる場合、その移動にスクールバスを利用することは可能ですか	A:スクールバスについては、基本的には学校教育活動のために運行しているため、地域活動となった場合、スクールバスを利用することは原則的に難しいです。
Q:活動場所まではどうやって行けばよいのですか	A:現地集合のため、自転車（ヘルメット着用）、公共交通機関、場合によっては保護者の送迎で対応してください。

9 施設設備等について

Q. 質問	A. 答え
Q:登録クラブとなった場合、施設利用での優先権は発生します	A:地域クラブとして認定されると、秋頃に翌年度の施設利用について、優先的に予約することができます。ただし、学校施設は、部活動終了までの

か	期間は、学校部活動が最優先となります。それ以外でも、他のスポーツ団体との調整が必要な場合がありますので、ご注意ください。
Q:練習場所について、既に既存の地域クラブが予約しているため、新しく立ち上げた地域クラブが参入する余地がなく、希望する練習場所を確保できない場合、どうしたらよいですか	A:練習場所については、教育委員会において調整を行いますが、必ず希望の練習場所が確保できるとは限りません。
Q:練習場所の確保や、練習試合の組み方など、どのようにしていくべきですか	A:練習試合については、地域クラブにおいて調整してください。
Q:地域クラブ活動での施設の使用料はどうなりますか	A:小・中学校や公民館施設の使用料は全額免除となります。
Q:地域クラブ活動で使用する設備・器具・用具等はどうするのですか	A:学校やスポーツ施設等の設備を利用することができます。消耗品は、各団体や個人での準備をお願いします。

10 文化部に関わる内容について

Q. 質問	A. 答え
Q:吹奏楽部について、具体的な地域展開の仕方を示してほしい	A:具体的な地域展開は現時点では未定です。楽器などの輸送にかかる経費や労力、活動場所の確保の問題など、課題を踏まえ、各団体等と連携して進めていきます。
Q:吹奏楽の地域クラブの場合、学校の吹奏楽部の楽器を使	A:学校の部活動がある間は、学校の楽器は部活動が使用します。部活動がなくなった後は、地域クラブで使用できるよう調整します。

用できませんか	
---------	--

II その他

Q. 質問	A. 答え
Q: 地域クラブの情報はどこで知ることができますか	A: 地域クラブの情報は市のホームページで公開します。また、各クラブは、活動を知ってもらうため体験会などを実施します。
Q: 生徒や保護者などに対する説明会がありますか	A: 令和7年8月下旬に各公民館で開催する予定です。詳細は、決まりしだいお知らせします。
Q: 現5・6年生を対象とした説明会がありますか	A: 令和7年8月下旬に各公民館で開催する予定です。また、チラシや動画などにより周知します。更に、中学入学説明会（例年、1月下旬から2月初旬までの間に開催）で説明する予定です。
Q: 今後、高校も同様に部活動改革がなされていきますか	A: 国の方針では、「まずは、中学校の休日の活動から段階的に地域に展開していく」としています。高校については、地域の実情に応じて検討していくこととなっています。
Q: 地域クラブの活動に対する問合せ等の窓口は設置されますか	A: 地域クラブの活動に対する問合せは、直接、各地域クラブにお願いします。ただし、地域クラブに直接相談できないような内容については、教育委員会文化・スポーツ課にご相談ください。